

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(土砂災害：ハザードマップ)

本町のハザードマップによると山間部は土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、業種は点在している。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後50年間で5%以上の確率で発生すると言われている。

(その他)

本町における主な風水害の特徴は、梅雨前線の活動による大雨と台風に伴う大雨等によるものである。

※参考：須恵町防災ハザードマップ

https://www.town.sue.fukuoka.jp/soshiki/somu/anzen_anshin/bosai/321.html

地震ハザードステーション

<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

2) 商工業者の状況

・商工業者数 830事業所

・小規模事業者数 716事業所

【内訳】

業 種	商工 業者数	小規模 事業者数	割合	備考(立地状況等)
建設業	171	148	20.6%	町内に広く点在している
製造業	183	158	22.0%	
卸売業	50	43	6.0%	
小売業	86	74	10.4%	
飲食業	67	58	8.1%	町の大通り沿いに多い
サービス業	164	141	19.8%	町の中心部に多い
その他	109	94	13.1%	町内に広く点在している
合 計	830	716	100%	

(3) これまでの取組み

1) 当町の取組み

- ・防災計画の策定
- ・自主防災組織への活動支援、防災訓練の実施
- ・トイレトレーラーの導入
- ・防災備品の備蓄

2) 当会の取組み

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナー（ワークショップ）の開催
- ・事業者BCP策定に関する専門家派遣
- ・防災備品の備蓄

II 課題

現状では、緊急時の取組について 漠然的な記載にとどまり、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっており、関係団体との連携が必要である。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和2年に事業継続計画を作成（詳細は別添参照）。

3) 関係団体等との連携

- ・ 福岡県商工会連合会と連携協定を結ぶ東京海上日動火災（株）とともに専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 当町と連携して状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（マグニチュード6の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 3 時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、須恵町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。以降は以下の間隔で共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害状況を共有する。

4 日目～1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	1 週間に 1 回共有する

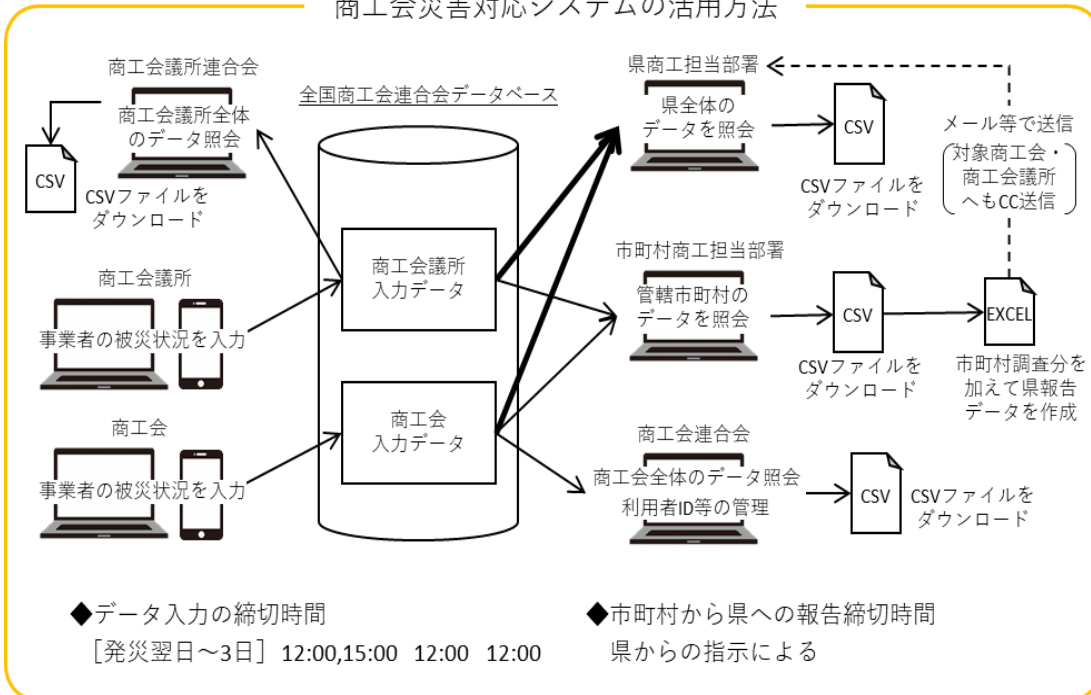
＜ 3. 発災時における連絡体制 ＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、須恵町地域振興課へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたは FAX 等により情報共有又は報告を行う。

- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は県からの指示により報告する。

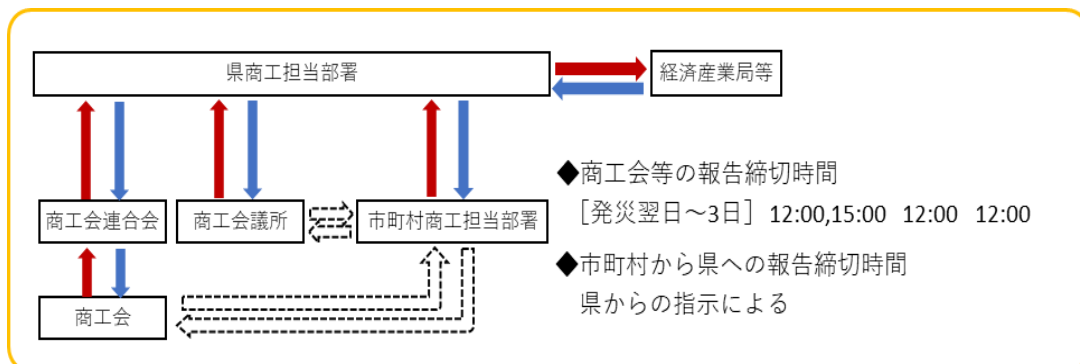
①システム利用可能時

商工会災害対応システムの活用方法



②システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- ・また、当会は被害状況を9.様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I

福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keieishien@pref.fukuoka.lg.jp）】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況

提出日：令和○年○月○日

団体名： _____

記入担当者： _____

被害箇所					被害状況		区分
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、商品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください）	（新増・修正・修正後）
記入例	○○都○○町○丁目-○	—	種○○製材所	製造業	約 1 0 万円	工場内が浸水。旋盤機 2 台が利用できない状況。	新増⇒前回の報告に漏れていた情報 修正⇒前回報告内容に、修正を加える場合 変更後⇒前回報告内容から変更が無い場合
	△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約 1 4 0 万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約 7 割が被害。	
1							
2							
3							

※前日までには御報告頂いた箇所は削除せずに、新規情報を追記していただく。 ※用紙が足りない場合はコピーしてご利用ください。
 ※既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、須恵町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県や福岡県商工会連合会に他地域からの応援を相談する。

※ その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

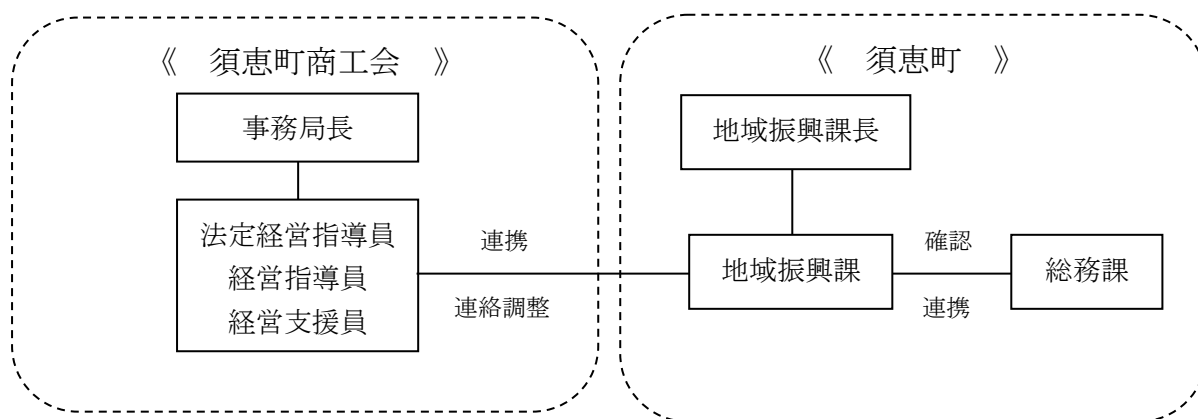
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 6 年 7 月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 祝部 英明

経営指導員 池見 和美 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・ 本計画の具体的な取組みの企画や実行に関する必要な情報の提供および助言等を行う。
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ (1 年に 1 回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

〒 8 1 1 - 2 1 1 4 福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵 1 1 6 7 番地

TEL : 0 9 2 - 9 3 2 - 6 7 0 0 / FAX : 0 9 2 - 9 3 2 - 8 0 8 4

E-mail : sue@shokokai.ne.jp

②関係市町村

〒 8 1 1 - 2 1 9 3 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵 7 7 1 番地

TEL : 0 9 2 - 9 3 2 - 1 1 5 1 / FAX : 0 9 2 - 9 3 3 - 6 5 7 9

E-mail : chiikishinkou@town.sue.lg.jp

※ その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	60	60	60	60	60
広報費	60	60	60	60	60

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・福岡県商工会連合会（災害予防対策タスクチーム） 会長 花田 稔之 所在地 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9番15号 電話番号 092-622-7708 ・東京海上日動火災保険株式会社福岡支社 支社長 中矢 勝雄 所在地 〒815-0032 福岡市南区塩原 3-26-15 電話番号 092-553-3886
連携して実施する事業の内容
・災害予防対策タスクチームと連携し、無料リスク予防診断から事業者BCP策定までのワンストップ支援事業を実施することにより、商工会が事業者の身近なリスクコンサルタントとしての役割を果たし、災害に負けない強い事業者を育成する。
連携して事業を実施する者の役割
(連携者) ・福岡県商工会連合会（災害予防対策タスクチーム） 会長 花田 稔之 所在地 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9番15号 電話番号 092-622-7708 ・東京海上日動火災保険株式会社福岡支社 支社長 中矢 勝雄 所在地 〒815-0032 福岡市南区塩原 3-26-15 電話番号 092-553-3886 (役 割) 事業者BCPを作成するまでの災害リスクに対する啓蒙を行い、災害時の対応や事業早期回復のためにどのようなことが必要であるかを認知してもらう前に、保険会社による無料リスク予防診断を行い、災害に負けないための計画作りの支援をワンストップで行う。 (効果) ①小規模事業者の災害リスク認識・事業所側の災害時の早期対応 ②リスク診断を受けることにより事業を継続していく上で必要な事項が整っているかを認識してもらう。自然災害リスク認識と被害を想定することが出来、一日でも早い事業復旧へと近づけることが出来る。

連携体制図等

